

佐賀県告示第 84 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年 10 月 4 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 解除に係る保安林の所在場所

嬉野市嬉野町大字岩屋川内字岩ノ元乙 1110 番 1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県農林水産部森林整備課及び嬉野市建設・農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）